

## 町田市議会委員会条例の一部を改正する条例

町田市議会委員会条例（昭和45年2月町田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中エをオとし、アからウまでをイからエまでとし、同号にアとして次のように加える。

### ア 防災安全部の所管に関する事項

第2条第2項第4号イ中「建設部」を「道路部」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の町田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2項第3号の文教社会常任委員会の委員に選任されている者は、この条例による改正後の町田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項第3号の文教社会常任委員会の委員に選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第2条第2項第4号の建設常任委員会の委員に選任されている者は、改正後の条例第2条第2項第4号の建設常任委員会の委員に選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員の残任期間とする。
- 4 この条例の施行の際、現に改正前の条例第2条第2項第3号の文教社会常任委員会に付議されている継続審査又は調査中の事件については、改正後の条例第2条第2項第3号の文教社会常任委員会に付議された事件とみなす。
- 5 この条例の施行の際、現に改正前の条例第2条第2項第4号の建設常任委員会に付議されている継続審査又は調査中の事件については、改正後の条例第2条第2項第4号の建設常任委員会に付議された事件とみなす。